

家族信託は、一部の資産家を対象とするものではなく、誰でもお使いいただける身近な仕組みです。

特に「認知症へのそなえ」に非常に有効です。

詳しくは裏面をご覧ください 🜔

お問い合わせ・相談件数 都内トップクラス= 家族信託の専門家集団です

家族信託は法律改正によって生まれた新しい分野です。 そのため、弁護士・税理士・司法書士でも実際に取り扱った実績の ある事務所は限られています。スムーズな解決には、家族信託に強 い専門家に相談することが近道です。

家族信託の専門家による 無料相談受付中



基本的な登場人物・・・・・・

委託者
財産の所有者、財産を託す人

2 受託者
財産を託され、
管理・運用・処分する人

❸ 受益者

財産の運用・処分で利益を 得る権利(受益権)を有する人



- (1)信頼できるご家族・ご親族に、財産を信じて託します (信託契約を公証役場で結びます)
- ②財産の名義が託された人に移転します。 (例:登記名義が受託者様に変わります)
- ③その代わり、元の所有者様は、「受益権」という権利を持ちます。 (実質所有者のままです)

R 22

家族信託の活用例お母様の認知症に備えるため家族信託を活用

夫に先立たれた Eさん (子ども2人/一人暮らし) 自分の判断能力がなくなったら介護施設へ入所を希望。Eさんには不動産、預金が ありますが、介護施設に入る場合は、金銭的に自宅を手放さなければならないかも しれないと思っている。

□ 家族信託のブラン

- ・Eさんを委託者、鬼子が受託者として万が一Eさんが認知症になった場合は 不動産の管理や賃貸・売却を行うことを引き受ける。
- ·Eさんの死後は長男と長女が信託された財産を引き継ぎ協議によって分割をする。

□家族信託を行うメリット

・本人が認知症になった後でも信託契約で定めた目的にしたがって、 賃貸することも売却することも可能になる。

·母であるEさんの生活を法律と財産の面から守ることができる。

②資産が「自宅のみ」の場合でも家族信託は利用できますか?

可能です。もし、将来介護施設に入所を検討していたり、売却の可能性がある場合、ご本人さまが認知症や病気になっても、家族信託契約を結んでおけば、子供世代が管理をすることができるようになります。

実家の後始末や実家のみの不動産をお持ちの方からも ご相談を大変多くいただいております。

気になる方は下記の無料相談まで!